

## 久御山町みなくるタウン企業立地促進条例（骨子案）の解説

（目的）

第1条 この条例は、久御山町みなくるタウン産業立地促進ゾーン（以下「みなくるタウン」という。）内において本店又は工場、研究所その他の事業場（以下「事業場等」という。）を設置する本町内の地域経済を牽引し、かつ、脱炭素経営に取り組む企業に対して、固定資産税の軽減措置を図るとともに、障害者雇用創出助成金を交付することにより、本町の基幹産業（「農業」と「ものづくり」）のさらなる発展及び産業振興の基盤の強化を図ること並びに障害者雇用の創出を図ることを目的とする。

### 【第1条（目的）の解説】

第1条では、条例の制定の目的が書かれています。

本条例を制定することにより、みなくるタウン内に、本町の地域経済を牽引する企業に立地していただくことで、その企業のみならず、既存の町内企業の発展も牽引することで、本町の基幹産業のさらなる発展と産業振興の基盤の強化を図ってまいります。

また、障害者雇用創出助成金を交付することで、障害者雇用の創出を図るとともに、障害者の受け入れ体制の環境整備等にもつなげていただきたいと考えております。

さらに、本町においては、「久御山町環境基本条例」を制定するなど、「環境に配慮したまちづくり」、「良好な生活環境の確保」にも努めており、みなくるタウン全域を「地域脱炭素化促進地域」として、設定する予定であります。「脱炭素」という視点もって、企業経営に取り組む企業に立地を進めることにより、環境面においても久御山町を牽引していただきたいと考えております。

(固定資産税の軽減措置及び障害者雇用創出助成金に関する対象企業の指定)

第2条 町長は、久御山町みなくるタウン内において事業場等を設置しようとする企業で次の各号の全てに該当する企業を固定資産税の軽減措置及び障害者雇用創出助成金(以下「助成金」という。)助成対象企業として、指定することができる。

- (1) みなくるタウン産業立地促進ゾーン内に立地した地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第13条の承認を得た企業又は久御山町内に事業所を有する企業でそれに準ずる企業
- (2) 脱炭素経営に取り組む企業
- (3) 敷地面積1,000㎡以上又は投下固定資産額(土地の取得を除く)5千万円以上
- (4) 地元雇用(町内居住者の雇用予定がある場合も含む)を1名以上する企業

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ久御山町みなくるタウン企業立地促進審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による指定は、必要があるときは、条件を付すことができる。

#### 【第2条(固定資産税の軽減措置及び助成対象企業の指定)の解説】

第2条では、対象企業の指定について書かれています。

対象企業の指定の要件として、4点を定めています。なお、対象企業の指定にあたっては、審査会を立ち上げ、その意見を聞かなければならないとしています。また、必要があるときは指定に対し、条件を付すことができるとしています。

①「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)第13条の承認を得た企業」とは地域未来投資促進法に基づき、京都府から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けていただくこととなります。

「久御山町内に事業所を有する企業でそれに準ずる企業」とは、久御山町内に現在事業所等を有しておられる企業で、事業拡大等により、現在の地からみなくるタウン内に移転をされる場合や第2工場等、現在の地は維持しつつ新たにみなくるタウン内に事業地を拡張される場合で、事業内容が「地域未来投資促進法に基づく久御山町計画」に規定している内容と合致していると審査会において認められた場合は、指定の対象となります。

②脱炭素経営に取り組む企業とは、企業の経営戦略や経営方針等に2050年カーボンニュートラルを見据えた自社の目指す姿やCO<sub>2</sub>排出量削減などの脱炭素の取組を位置づけている企業を対象といたします。

③投下固定資産額5,000万円以上とは、工場等を設置するために要した費用のうち、土地取得費を除いた家屋が対象となります。

④久御山町内に住所を有しておられる方を1名以上雇用されている企業が指定企業の対象といたします。現在、久御山町内に住所を有しておられる方を雇用されておられましたら、新たに雇用をしていただくことはありません。

(固定資産税の軽減措置及び助成金の交付)

第3条 町長は、前条第1項の指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)に対し、固定資産税の軽減措置を行うとともに、予算の範囲内で、障害者の地元雇用の促進に係る事業について助成金を交付することができる。

2 当該事業場等が、京都府の同等の補助金の交付対象となるときは、町からの助成金は交付しない。

**【第3条（固定資産税の軽減措置及び助成金の交付）の解説】**

第3条では、指定企業に対する軽減措置の内容について書かれています。

固定資産税の軽減措置と障害者の地元雇用について助成金を交付いたします。

なお、京都府の同等の補助金である「府内常用雇用創出助成金」の交付対象として、京都府から助成金の交付を受けられる場合は、町からの助成金は交付しないことといたします。

(固定資産税の軽減措置)

第4条 第2条第1項の企業が所有する当該立地に係る固定資産（家屋に限る）に対して課する固定資産税は、当該立地の日から属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から3年度分に限り、久御山町町税条例（昭和30年久御山町条例第22号）第62条の規定にかかわらず、当該固定

資産税の税率を100分の0.7とする。

**【第4条（固定資産税の軽減措置）の解説】**

第4条では、固定資産税の軽減の内容について書かれています。

家屋（工場等建物）に限り、固定資産税の税率を1.4%から0.7%へと軽減いたします。なお、土地及び償却資産にかかる固定資産税は、軽減措置の対象とはいたしません。

(障害者雇用に対する助成金)

- 第5条 事業場等で雇用している障害者のうち、適用工場等が稼働した日から3年間に限り、当該雇用の日から引き続き1年間久御山町内に住所を有している者1人につき、50万円を交付する。
- 2 雇用奨励補助金を交付する日は、適用工場等が稼働した日から起算して1年を経過した日以後とし、その回数は1回限りとし、1企業あたりの上限は500万円とする。
  - 3 この条例において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する者をいう。

**【第5条（障害者雇用に対する助成金）の解説】**

第5条では、障害者雇用に対する助成金の内容について書かれています。

町内に在住の障害者（雇用の日から1年間は久御山町内に住所を有しておられる方）を雇用された場合、1人につき50万円を交付します。

なお、50万円の交付の根拠については、京都府の制度である「府内常用雇用創出助成金」と同額となっています。

(地位の承継)

- 第6条 指定企業でない企業は、合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定企業からその指定に係る事業場等を承継したときは、当該指定企業の地位を承継することができる。
- 2 指定企業の地位を承継しようとする企業は、町長の承認を受けなければならない。
  - 3 町長は、前項に規定する承継の承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

**【第6条（地位の承継）の解説】**

第6条では、指定企業における地位の承継の内容について書かれています。

立地される企業が合併や営業譲渡等された場合、合併、営業譲渡後の企業もその地位を引き継ぐことができます。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは停止し、久御山町町税条例第62条に規定する税率により算出した固定資産税の全部又は一部の納付をさせることができる。また、既に交付を受けた障害者雇用創出助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

- (1) 第2条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第2条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の交付期間中に第2条第1項の規定による指定に係る事業場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったと町長が認めるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、第2条第1項の規定による指定若しくは助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 町税を完納しなかったとき。

2 町長は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

**【第7条（指定の取消し等）の解説】**

第7条では、指定の取り消しについて書かれています。

指定された企業が操業の中止等で要件を欠くことになった場合や偽りその他不正の手段により、指定を受けた場合は指定を取り消すこととなります。

その場合、既に固定資産税の軽減措置を受けた税額については、全部又は一部の納付を命じます。また、既に交付を受けた障害者雇用創出助成金については全部又は一部の返還を命じます。

附 則（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条（固定資産税の軽減措置）

令和6年4月1日から令和11年3月31日までに課される固定資産税に対し、適用する。

**【附則の解説】**

附則では、条例の施行期日及び固定資産税の軽減措置について書かれています。

軽減措置の期間は、久御山町が国から承認を得ている地域未来投資促進法に基づく基本計画の計画期間令和6年度から5年間としております。（現在の計画は令和5年度末までとなっており、更新手続き中です。）